

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「近代日本宗教制度の類型的比較研究」

沖野 大輔

氏名	沖野 大輔
学位の種類	博士（政治学）
報告番号	甲第60号
学位授与年月日	令和3年3月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	近代日本宗教制度の類型的比較研究
論文審査委員	（主査）特任教授 百地 章 （副査）教 授 佐藤 圭一 （副査）教 授 中金 聡

博士論文の要旨

題 目 近代日本宗教制度の類型的比較研究

氏 名 沖野 大輔

博士論文「近代日本宗教制度の類型的比較研究」要旨

政治学研究科 沖野大輔

◆論文の概要

本論文は、主に大日本帝国憲法下の宗教制度について、類型的・比較的に論じたものである。

戦前の憲法学・行政学の通説は、当時の宗教制度を「政教分離制」と見ていたが、判例と少数説は「公認教制」を採用したものと考えていた。

本論文は、戦前の制度を「国家神道による（事実上の）国教制」と説明し、その「反省」に基づいて厳格な政教分離を理想とする戦後憲法学界の解釈に疑問を呈し、当時の宗教制度は国教制であったのかを、江戸時代にまで遡って考察するとともに、カトリック国教制から革命の混乱を経てナポレオンの治世に公認教制度を実現したフランスや、「政教分離国家」とされるアメリカとの比較も試みた。その際、同時代の我が国および欧米の宗教状況について、公正に評価するよう心掛けた。

その結果、当時の宗教制度は、非宗教とされていた神社を中心として、仏教や教派神道、後にはキリスト教も公認する公認教制度であるとの結論に達した。

◆各章の内容

序論（＝問題意識）

国家ごとの宗教制度としては、概ね、国教制・公認教制・政教分離制の3つに分類するのが一般的であるところ、我が国は政教分離制を採用しているとされており、政治と宗教との関わりがしばしば問題となる。

政教分離国家とされる我が国では、国家や行政が特定の宗教を援助・助長することは許されないが、政教分離原則があたかも反宗教原理であるかのように作用する現実がある。この原則は、むしろ宗教の価値を認め、信教の自由を確保するためのものであり、宗教を全くの私事と見なし、無関心を貫き、あるいは排除するものではなく、国家と宗教とが互いに関わり合いつつ、より良い社会を築いていくためのものであろう。

我が国には、統計上、総人口を上回る数の宗教信者が存在し、正月三が日の明治神宮参拝者数はイスラム教の大巡礼の際に聖地メッカを訪れる日間の巡礼者数を上回る。現代の我が国においても、宗教は社会から隔絶した特殊なものではなく、多くの人々がさまざまな形で、また自覚的であるか否かは別として、何らかの信仰を持っているのである。

しかし、国家と宗教との一定の関わりを認めた津地鎮祭訴訟判決には5人の裁判官の反対意見があり、これは「国家神道」への強い警戒感によると思われる。

我が国と同じく、政教分離制国家に分類されるフランスは、かつてはカトリックを国教とし、プロテスタントとの凄惨な抗争が繰り返されたのちに、国家と教会とを分離する憲法原則「ライシテ」を確立させた。日仏両国には宗教への警戒という

類似点があり、両国の政策を比較することで、より望ましい政教分離のあり方を導けるのではないかと考えたのが研究を志した出発点である。

ところで、我が国の宗教制度は、江戸幕府による寺請制度を中心とする宗教統治、明治初期の神道国教化の模索と挫折などの変遷があった。フランスの宗教制度も、カトリック国教制からフランス革命期の混乱、コンコルダ期の公認教制度、政教分離と、大きく変遷している。

本論文は、現代における宗教制度論を踏まえた上で、江戸時代から明治を経て戦前に至る我が国の宗教制度と、アンシャン・レジームからフランス革命期を経てナポレオンによるコンコルダ期に至るフランスの宗教制度とを現代の視点から概観し、両者の比較において、戦前の我が国の宗教制度をどのように理解すべきかを解き明かそうとするものである。

第1章：今日における宗教制度の分類と我が国の政教関係

現代における宗教制度の分類を確認した後に、日本国憲法下における我が国の政教関係について、厳格分離説と緩やかに解する限定分離説との両説を検討する。

厳格分離説は、「国家と教会」にとどまらず「国家と宗教」との完全な分離を理想とし、「国家神道体制」への反省をその背景としている。これに対して限定分離説は「宗教を尊重する憲法に合致しない」「行き過ぎた分離は却って信教の自由を侵害する」などと批判し、一定の緩和解釈を行うことが妥当とする。

また戦前の宗教制度を国教制と見て過去の反省を強調する説は、歴史的解釈の客観性・妥当性が問われるところ、「国家神道体制」の定義が不明確なまま扱われている、神社参拝が法的に強制された事実はない、などの批判がある。明治以来の制度を国教制と見るのが妥当なのか、再検討が必要である。

第2章：江戸時代の宗教制度

幕府は、寺社に関する権限を一定の範囲で各藩に任せつつも、中央に寺社奉行を置いて寺社と寺社領とを管理した。宗団の秩序・規律を保つことを主眼とし、社寺その他に経済面や身分上の特典を与える一方で厳しく監督した。キリスト教、日蓮宗不受不施派は国禁であり、また新宗教・宗派の創設も堅く禁止されたが、これは秩序維持のための世俗的な規制と考えられる。それ以外の各宗教宗派は幅広く容認された。

大きな特徴は、キリシタン禁制と寺請制度である。戸籍にかかる一切の異動はこれを壇那寺に届けてその承認を得ることとなり、僧侶は各種の保護を得る一方で、仏教界の墮落をもたらした。

江戸時代の宗教制度について国教制と見る説があるが、寺請制度の下でも信仰の強制はなく、伝統宗教と周辺的な宗教を容認したうえで、治安維持の妨げとなる宗教を排斥する公認教制に近いと考えられる。

第3章：江戸末期から明治初期における対キリスト教政策

幕末に宣教師が来日すると、村請制度の下で信仰を秘匿しつつ一般村民と共存していたキリスト教徒の信仰が公然化し、一部では仏僧に対する脅迫なども行われた。政府が募ったキリシタン処分の答申で神道国教主義を主張した者はわずかであり、政府が幕府の禁教政策を引き継いだ理由は、戊辰戦争下で外国と結んだキリシタンの反乱や、尊王

攘夷運動の激化などを恐れたことによると思われる。

禁教政策に対し、諸外国は強硬に抗議したが、当時のアメリカには主要宗教に対する侮辱・冒瀆を取り締まる法律が存在した。すでに公認教制を採用していたフランスでも、アフリカ植民地での宗教弾圧や強引なキリスト教布教が行われていた。当時の宗教事情に鑑みれば、政府にとって禁教政策の継続は当然であり、その後もドイツの公法学者グナイストは、政府に対してカトリック流入の防止を助言している。

その後、政府はキリスト教に対する姿勢を緩やかに変更し、1889年には憲法で信教の自由を認めるに至った。幕末から明治初期にかけての弾圧は、それまで封建制度下における「お目こぼし」としての寛容の限界が露呈したものであるが、欧州各国が数世紀に及ぶ凄惨な宗教対立の末に信教の自由を実現したのに対し、我が国は国内外の厳しい情勢のなかで、宗教戦争を引き起こすこともなく明治維新から20年余りで定着させた。この事実は、注目に値しよう。

第4章：明治維新後の宗教制度

維新直後の明治政府は、国教制を模索しつつキリスト教の流入を防止し、その一方で、諸外国に信教の自由をアピールするという難しい舵取りを強いられた。しかし、仏教と神道の対立などから、国家による国民教化は困難であった。

神道内部でも対立が起こり、政府は祭祀のみを行う神社と、宗教としての神道とを分離することで、教派紛争を回避しようとした。また公務員による宣教活動を廃止し、管長制を導入して宗教教師の任免権を各教派・宗派に委任した。

その後も、政府は国家と神社との分離をすすめ、憲法で信教の自由の保障を明文化した。さらに、神社と宗教の管轄官庁を分け、行政上区分した。これが戦前まで続く宗教制度である。政府の分離路線は議会の圧力によって一部修正されたものの、神社は経済的に困窮し、また宗教性を払拭しつつ国民の信仰・崇敬を集めることに苦慮することとなった。

諸外国の事情や制度を学んだ井上毅は、宗教政策に大きな影響を与えている。井上は、政治と宗教との過度の関わりを避けながらも、必要に応じて対処できる制度が必要であると考え、公認教制度の導入を志向した。

こうした考えに基づいて内務省は、「仏教や教派神道には一定の自治権を与え、キリスト教は未公認ながら信仰の自由を許す」「神社に対しては宗教類似行為を禁止し、官幣社以下の神社は人民の尊信の上に独立させる」という政策を実行した。この時点で、神道・神社非宗教論は神社信仰の強制や神社と国家との繋がりを強化するものではなかった。

我が国の宗教制度について、戦前の通説は政教分離制説であり、管長制の導入を政務と教務との分離と見る。判例および少数説は「神仏両教とキリスト教との扱いに差異がある」「宗教教師の任免に関する事項は行政事務に属する」などとして公認教制説を採用する。ただし、いずれも神社非宗教を前提としていることに注意が必要である。

通説は、公務とされていた住職・宗教教師の任免が各教派・宗派の管長に委任されたこと、内務大臣が各管長に訓令を下していること、管長の勅任官待遇などを認めながら、明治17年太政官布達19号による宗教自治の承認は「国家の宗教に対する無関心の証明」であるとし、宗教教師の任免権についても、布達に「各管長に委任」と明記されているにも関わらず、「実際は国家が宗教事務を手放した」ものとしているが、根拠は不明確である。

また、「政務と教務が区別されている」ことも理由としているが、これは、「広義の政教分離」が実現しているというに過ぎず、狭義の政教分離制が採用されていると断定する根拠にならない。さらに、神道・仏教

を「分離の例外」とする説もあるが、主要宗教を制度の例外としながら政教分離制と称することには疑問がある。

これに対して公認教説の反論は具体的かつ明瞭であり、判例も、布達の明文に則って「寺院の住職の任免に関する事項は我が国法上行政事務の一部」としていることなどから、当時の学説としては公認教説が優れていると考える。

第5章：フランスにおける宗教制度の変遷と、我が国との比較

アンシャン・レジームのフランス政教関係は、1516年のコンコルダを基礎とした国教制であった。18世紀に入ると宗教的寛容が説かれるようになり、革命期には人権宣言で「宗教を含む意見の自由」が明記されるなどしたが、革命議会は依然としてカトリックを公的な宗教と考えていた。

しかし、教会を教皇から離れた国家教会に仕立てようとする試みによってカトリックが混乱・分裂し、多くの聖職者を反革命側に追いやることとなる。続く国民公会の時代には激しい非キリスト教会化運動が起こり、革命派カトリック聖職者、さらにはプロテスタント牧師にも迫害が及ぶ。

この時期に、役務の非宗教化、社会の非宗教化、宗教の私事化が漸進的に進行した。その後、国民公会は、主に財政上の理由から聖職者の給与や礼拝経費の国家負担を停止し、政教関係は「政教分離」に転じたとされる。

しかし、当時は暴力による非キリスト教化運動が展開され、新興宗教を政府が支援するなど、政教分離が実現したとすることには、現代の視点からは違和感がある。

アメリカも政教分離国家と言われるが、フランスが宗教に敵対的な姿勢から政教分離を志向したのに対し、アメリカでは拮抗する各宗派を公平に取り扱う必要から、政府が介入しないという意味で国教の禁止が定められたのであり、両国の「政教分離」の導入過程とその性質は大きく異なっていることがわかる。

フランス革命政府のキリスト教への敵対的な態度は、政治と宗教とを相互に不介入とする現代の政教分離とは異なるものであり、いわば「前近代的政教分離」として区別すべきであろう。

その後、ナポレオンは、敵対関係にあるローマ教会との和解を目指した。教皇庁に対して大幅な譲歩を迫り、コンコルダを締結すると、カトリック・プロテスタントの附属条項を国内法として制定し、両者を対等に扱うことで宗教的多元性を制度的に保障した。

ナポレオンの宗教政策は、公認宗教体制や宗教的多元性の保障など新しい視点を取り入れつつ、内政の安定と治安維持を図るものである。圧倒的多数派を統治に利用するのではなく譲歩を迫り、宗教的多元性を確保することで治安の安定を図ったところに、その宗教政策の特質があるといえよう。

ここで、宗教教師の任命資格に着目し、日仏および独の制度を比較する。教団の組織や宗教教師の資格などを国家が詳細に規定していれば公認教制、放任的であれば政教分離制と考えられるからである。

宗教教師の任命資格、学歴、国家への忠誠に関して、仏独が一定の条件を付しているのに対し、我が国では明文化された条件はほとんどない。ただし、当時官吏とされていた神職については、法令で任用資格が定められていた。

仏独がキリスト教の教師に国籍条項を定めているのは、キリスト教がもともとローマ（パチカン）を本拠とする「外教」であり、民心が外国に傾くことを警戒したためであろう。我が国の神職任用令には国籍条項がないが、憲法を根拠に外国人が官吏から排除されていたこと、また外国人が内教である神道を信仰することを想定していなかったからとも考えられる。

結論

以上を前提として、戦前の我が国の宗教制度を考察するには、非宗教とされていた神社をも含めて考える必要がある。

戦前の通説は政教分離制説であるが、主務大臣から管長に訓令が出されている事実、管長の勅任官待遇、また主務官庁が教規・宗規の許認可権によって宗教に介入していた事実を説明できていない。

他国との比較では、コンコルダ期フランスがカトリックを「フランス市民の大多数の宗教」と認め、カトリックの祭祀を公役務とし公務員を充てていたのと同様に、我が国でも神社祭祀が国家の公の事業とされ、神宮・官幣社の神官を公務員としていた点が類似している。同じく公認教制とされるプロイセンは、フランスとは異なり各宗派を平等に扱おうとするものであった。神社を中心とした我が国の宗教制度は、カトリックを中心とするフランス型に近いのではないかとと思われる。

近代国家成立以前の江戸時代の宗教制度は、仏教・神道を保護し、修験道や陰陽道などをも容認する公認教制に近いものと考えられる。明治期から戦前にかけての我が国の宗教制度は、維新直後の神道国教化を目指した時期を経て、公認教制の形成に至ったものと考えられる。その後の神社参拝の強制や他宗教への圧迫は、戦時下における「逸脱」と見るのが妥当であろう。

以上を総合すると、明治期から戦前にかけての我が国の宗教制度は、神社・教派神道・仏教（後にキリスト教も）を公認宗教とし、神社を「国民大多数の宗教」と認める我が国独自の公認教制と考えるべきである。

津地鎮祭事件判例において、最高裁は「国家神道は国教的な地位にあった」「国家と宗教との完全な分離が理想」としているが、神道国教化政策の推進時でさえも政府の動きは一貫性を欠いており、政策は明治初期に頓挫している。

最高裁は「国家神道」の定義も明確にせず、村上重良氏や宮沢俊義教授の「神社非宗教論は、神社参拝の強制と、帝国憲法が認めた信教の自由との矛盾をごまかすための理論」とする説を無批判に取り入れているが、神社/神道非宗教論は政府や神道界のみならず、仏教界や民権運動家など様々な立場からも主張されている。

このような神社/神道非宗教論は、現代の視点からは違和感があるものの、憲法学者の「崇敬の表示」説、あるいは民権活動家による「日本精神の骨格」説、また神社制度調査会委員の「神社参拝は当然だが、儀式への参加強制は信教の自由の問題」という発言などを見るに、当時の素朴な感情として、神社参拝がごく自然なものであったことが理解できる。ナポレオンのフランスにおいても、カトリック民衆の素朴な宗教感情は、テルミドール派の原則に依拠する礼拝の私事化に甘んじることはなかった。ただし、両国ともに、少数宗教・宗派の信仰心が軽視されたのも事実である。

ある国の宗教制度は、人々の宗教意識や、自然や文化、風土などといった連続性のなかに成り立つものであって、その変化は単線的・直線的にはなく、揺れ動きながら受容されてゆくものであろう。

「明治維新以後一貫して、類例を見ない特異な民族宗教である国家神道が強制された」とする村上説が維持され得ないとすれば、それに依拠して「明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき」「種々の弊害を生じた」と断定する最高裁判例は、もはや砂上の楼閣である。

さらに、戦前の宗教体制を国教制/事実上の国教制として「国家神道体制」への反省を強調し、「国家と宗教との完全な分離」が「理想」であるとの前提から、演繹的に宗教制度を検討しようとする学説も再検討を迫られることになる。

以上

氏名 沖野 大輔
学位の種類 博士（政治学）
報告番号 甲第60号
学位授与年月日 令和3年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 近代日本宗教制度の類型的比較研究
論文審査委員
（主査）特任教授 百地 章
（副査）教授 佐藤 圭一
（副査）教授 中金 聡

博士論文審査結果の要旨

題目 近代日本宗教制度の類型的比較研究

氏名 沖野 大輔

学位「博士(政治学)」論文 審査報告書

沖野大輔「近代日本宗教制度の類型的比較研究」

国士舘大学大学院政治学研究科は、同研究科博士課程を令和3年3月に修了予定の沖野大輔より提出された上記の学位「博士(政治学)」請求論文を受理し、審査委員会を設置して同論文の審査にあたった。ここに講評を記すとともに、審査結果を報告する。

I 論文の構成

本論文は、A4版で本論150頁(総字数150,053字)、参考文献表10頁からなり、本論部分の構成は以下のようになっている。

序論	4
第1章 今日における宗教制度の分類と我が国の政教関係	7
1 今日における宗教制度の分類	7
2 現在の我が国の政教関係	9
2.1 日本国憲法における「信教の自由」	9
2.2 我が国における政教関係—学説と判例	10
2.2.1 厳格な政教分離と見る説(多数説)	10
2.2.2 緩やかな政教分離と見る説(判例・少数説)	13
2.2.3 戦前の政教関係に対する歴史的評価の違い	15
第2章 江戸時代の宗教制度	18
1. 幕府の職制と宗教関係法制度	18
2. キリシタン禁制と寺請制度	21
3. 社寺等に対する幕府法令	24
3.1 神社関係事項	24
3.2 仏教関係事項	26
3.3 社寺共通関係事項	27
3.4 神職・僧侶の取扱い	28

4. 藩法と社寺行政	29
5. 幕末の情勢と宗教界	30
6. 江戸時代の政教関係	30
第3章 江戸末期から明治初期における対キリスト教政策	38
1 幕府によるキリスト教禁制	38
1.1 禁制の理由	38
1.2 近世後期におけるキリシタン検挙事件	39
1.3 近世後期におけるキリシタンの信仰態度	40
1.4 「浦上四番崩れ」	42
1.5 信徒らの信仰態度が変化した理由	45
2 明治新政府の対応	48
2.1 欧米諸国の反応	48
2.2 明治政府の対キリスト教方針	49
3 現代の視点からの俯瞰	55
第4章 明治維新後の宗教制度	62
1 明治時代の宗教制度の変遷	62
1.1 明治初期：国教制の模索と後退	62
1.2 明治中期：国教制志向の持続と挫折	66
1.3 明治後期：宗教制度の確立	68
2 井上毅と内務省の宗教政策	72
2.1 井上毅の宗教政策構想	72
2.1.1 「儒教ヲ存ス」と「外教制限意見案」	73
2.1.2 「教導職廃止意見案 第三書」	75
2.1.3 「山県参議宗教処分意見案」	80
2.2 内務省の宗教政策	83
2.2.1 管長制の実施	83
2.2.2 「神社改正之件」の実施	84
2.3 井上毅と内務省の宗教政策	85
3 戦前における宗教制度の分類と評価	86
3.1 分類	86
3.1.1 織田萬	87
3.1.2 新田邦達	87
3.2 評価	88
3.2.1 神社の特殊性とその評価	88
3.2.2 政教分離説	90

3.2.3	公認教説	92
3.2.4	判例	92
3.3	公認教説への批判と反論	92
第5章	フランスにおける宗教制度の変遷と、我が国との比較	95
1	革命期までのフランス政教関係	95
1.1	アンシャン・レジーム	95
1.2	フランス革命期	99
1.2.1	宗教的自由の保障	99
1.2.2	政教一致	100
1.2.3	公役務の非宗教化	104
1.2.4	「政教分離」の実現	105
1.3	近代的政教分離との相違点	107
1.4	アメリカ型政教分離との比較	108
1.5	ソヴィエト連邦型政教分離との比較	112
2	コンコルダ期のフランス政教関係	114
2.1	プロテスタントから見たフランス宗教史	114
2.2	コンコルダ制度の導入前夜	117
2.3	コンコルダ導入に向けた交渉過程	118
2.3.1	カトリック教会の地位	118
2.3.2	礼拝の公共性	119
2.3.3	聖職者の叙任権	119
2.3.4	教会の財政的基盤	120
2.4	コンコルダ制度の確立	122
3	ナポレオンの宗教政策	123
3.1	二つの見方	123
3.2	内政の安定と治安維持の重視	125
4	宗教教師の任命資格	127
4.1	我が国の場合	128
4.2	フランス（コンコルダ期）およびドイツの場合	135
4.3	比較	138
結論	戦前における我が国の宗教制度－現代の視点から	142
参考文献		151

II 論文の概要

本論文は、わが国の戦前、特に明治憲法下の宗教制度について、典型的・比較的に論じたものである。

明治憲法下の宗教制度について、戦後、憲法学者の多くは「国教制」（国家神道体制）であったと説明しているが、当時の憲法学者たちの通説は、わが国の宗教制度を「政教分離制」に分類していた。ちなみに、当時は「国教制」でなければ「政教分離制」とみる見解が有力であった。

これに対して、一部には「公認教制」とみる者もあり、当時の判例もわが国の宗教制度を「公認教制」と認識していた。

筆者は、戦後、多くの憲法学者たちが戦前の「国家神道体制」に対する「反省」をもとに、現行憲法下の政教分離を厳格に解釈しようとしていることに疑問をもち、果たして明治憲法下の宗教制度が「国教制」とよべるものであったか、江戸時代にまで遡って歴史的な考察を試みている。また、当時、「公認教制度」が行われていたフランスの宗教制度との比較も試みている。

そのような歴史的かつ典型的・比較的考察の結果、筆者は明治憲法下の宗教制度を「公認教制度」に分類した。すなわち、「国家神道」なるものの存在に疑問を呈し、当時の神社は国から保護と監督を受けていたものの、「国教」とはいえず、それ以外の伝統仏教や教派神道、さらにキリスト教も公認されていたことから、わが国の宗教制度を当時のフランスと類似した「公認教制」とであると結論づけた。

本論文において、筆者は、まず第2章で「江戸時代の宗教制度」を考察、従来の仏教による国教制とみる説に疑問を呈し、寺請制度のもとでも仏教信仰の強制はなく、神社を初めとする伝統宗教も容認していたことから、公認教制に近いものとした。

筆者が明治憲法下の宗教制度を考える上で、江戸時代まで遡った理由は、宗教制度が人々の宗教意識と深く関わり、その国の文化、伝統、風土などの連続性の中で成り立つはずであるとの認識、及び徳川幕府のキリスト教禁教政策が、明治維新初期の政府の宗教政策に影響を及ぼしたという事実を考慮したからである。そして、第3章では、江戸時代から明治初期にかけてのキリスト教政策を論じた。

第4章では、維新直後の明治政府が、当初、神道国教制を模索したものの、神道と仏教の対立や神道内部での教派紛争などによって、国教制を断念したこと、その後、政府は神社を行政上非宗教としたうえで国が保護し、他方では教派神道や伝統仏教などにも一定の自治権を与えて公認したことに注目、明治憲法下の宗教制度は公認教制と見るべきとした。

明治憲法下の宗教政策に大きな影響を与えたのがフランスの宗教制度に通じ

た井上毅であり、井上は公認教制の導入を志向、その影響を受けた内務省も仏教や教派神道などに一定の自治権を与える公認教制を採用したことがわかる。また、信仰の自由が認められたキリスト教も、後に政府によって「公認」されている。

第5章では、当時のフランスの宗教制度を考察、革命後、従来の国教制に代えて政教分離制が採用されたが、その後、第一統領ナポレオンはローマ教会との和解を目指してコンコルダ（政教条約）を締結、カトリックの祭祀を公役務、神父を公務員としたうえで、プロテスタントやユダヤ教も公認するという公認教制を採用した。

ナポレオンの宗教政策は、カトリックを重視するとともに、宗教的多元性を確保することによって治安の安定を図ることにあった。

以上みた歴史的研究と宗教制度の類型的比較的考察を踏まえ、筆者は明治憲法下の宗教制度をフランス型に近い「公認教制」であると「結論」づけた。

その理由として、筆者は、第1に、明治憲法下で、神社は行政上「非宗教」とされたが、今日の視点からすれば、神社も「宗教」に含めた上で、宗教制度の全体像を把握するのが自然と思われること、第2に、そのような理解に立つならば、フランスではカトリックの祭祀が公役務、神父が公務員とされたうえで、プロテスタントも公認されたこと、それと同様に、わが国では神社祭祀が国の公の事業とされ、神社の神官が公務員とされたうえで、仏教や教派神道などが公認されたこと、をあげている。

Ⅲ 論文の特色と評価

本論文は、戦後、憲法学者の多くが戦前の宗教制度を「国家神道体制」と決めつけていることに対して異議を申し立て、詳細な歴史的研究と宗教制度の類型的研究、さらにフランスの宗教制度との比較研究をもとに、明治憲法下の宗教制度は、当時のフランスと同様の「公認教制度」であったことを論証した画期的な労作である。

昭和45年に刊行された村上重良『国家神道』の影響から、わが国では憲法学者だけでなく、最高裁判決でさえ不用意に「わが国では、…国家神道に対して事実上国教的地位が与えられ…」などと述べている。しかし、村上氏の国家神道論に対しては、その後、國學院大學の阪本是丸教授や皇學館大學の新田均教授などによって厳しい批判がなされており、村上流の国家神道論は、今日、もはや破綻したと言って良い。

本論文は、このような阪本、新田両教授らの最新の研究成果を踏まえ、憲法学および政治学の側面から、さらに研究を発展させたもので、安易な「国家神道論」

に反省を迫るものである。

加えて、筆者は、フランスの宗教制度研究の第一人者、大石眞京都大学教授らの研究に学びながら、歴史学、宗教制度史、比較文化論などを初めとする様々な文献を博捜し、独自の視点から、本論文をわが国とフランスの宗教制度の歴史的、比較的研究にまで発展させており、その視野の広さや柔軟な思考、公正な歴史評価等とあわせて、今後のさらなる研究に注目したいと思う。

また、世界の各国の宗教制度を「国教制」「公認教制」「政教分離制」に分類する方法は、今日、広く支持されているが、明治維新以後、神道の国教化を目指した時期から、明治時代中期に公認教制の採用にいたるわが国の複雑な宗教制度を典型的に整理した点は、戦前の宗教制度を正しく理解する上で非常に有益であり、今後、学界に寄与するところ大ではないかと期待される。

IV 結 論

本論文は、近代日本、特に明治憲法下の宗教制度を典型的かつ比較的に考察したものであるが、その分析方法および比較の視点は斬新で独創的である。また、その結論は、従来の通説に見直しを迫るものであって、今後、当該領域の研究の発展のために寄与するものと思われる。個別的には論証面での物足りなさや表現の不備なども垣間見られるが、審査過程での加筆・修正により博士論文としての最低限の体裁は整えられ、本論文の価値を大きく毀損することはないと判断する。以上の理由により、本論文を「博士(政治学)」の学位を授与するに値するものと認める。

令和3年2月16日

審査員

主査 国土舘大学政経学部特任教授
法学博士

百 地

章



国土舘大学政経学部教授・
国土舘大学大学院政治学研究科教授
政治学博士

佐 藤

圭 一



国土舘大学政経学部教授・
国土舘大学大学院政治学研究科教授
政治学博士

中 金

聡

